

サポーターが家事・育児の

支援を行います！

1 時間あたり

500 円※

家事・育児
支援とは？

サポーターがお宅に訪問させていただき、
家事や育児の支援を行います。

支援の内容は、下記をご参照ください。

対象者	利用時間等	利用上限
市内にお住いのかたで、 いずれかに該当するかた	1 日あたりの利用時間	多胎児の年齢等に応じた 年間の利用上限
<input type="checkbox"/> 多胎児を妊娠しているかた <input type="checkbox"/> 3 歳未満の多胎児を養育中のかた	2 時間以上 4 時間以内 (1 時間を単位) <input type="checkbox"/> 日曜日、祝日、年末年始を除く <input type="checkbox"/> 午前 8 時から午後 6 時まで	<input type="checkbox"/> 妊娠期から 1 歳未満 240 時間/年 <input type="checkbox"/> 1 歳から 2 歳未満 180 時間/年 <input type="checkbox"/> 2 歳から 3 歳未満 120 時間/年



支援内容 (例)



- 食事の支度及び片付け
- 被服の洗濯
- 掃除及び整理整頓
- 乳児のもく浴の補助
- 乳児のおむつ交換
- 生活必需品等の買い物
- 兄弟及び姉妹のお世話
- 健康診断等への付添い
- 育児に関する相談

利用方法の詳細については裏面をご覧ください →

※ 所得によって減額になることがあります。

※ 自宅以外の場所において育児等の支援を行うために要した交通費及び経費は、利用者の負担になります。

利用方法について

1 利用申請 電子申請または窓口申請を行ってください

電子申請

以下二次元コードまたは市ホームページから申請



<https://logoform.jp/f/vHmJs>



市ホームページ

トップページ > 子育て情報 > 子育てサービス >
多胎児家庭支援 > 多胎児家庭家事育児サポーター

窓口申請

以下の書類を、申請窓口までご提出ください。

- 多胎児家庭家事育児サポーター事業利用申請書
- 多胎児を妊娠又は出産したことが分かる書類※
- 前年の所得を証明する書類の写し※

※ 提出の必要がない場合がありますので、以下までお問合せください。

2 支援要否の決定

申請内容を審査し、申請者に通知します。

3 利用の申込み 支援決定者に以下の書類をお送りいたします。

「事業者一覧」をご参照の上、事業者へ直接、利用の申込みをお願いします。

- 事業利用決定通知書
- 武蔵村山市多胎児家庭家事育児サポーター 事業者一覧

4 利用料金の支払い

利用者負担額（500円×利用時間）を**月毎**に算出いたしますので、別途通知する期日までに納入をお願いします。

申請窓口・問合せ先

武蔵村山市子ども家庭部子ども子育て支援課 母子保健係（TEL：042-564-5421）

〒208-8502

武蔵村山市学園4丁目5番地の1

武蔵村山市民総合センター2階 子ども家庭センター内